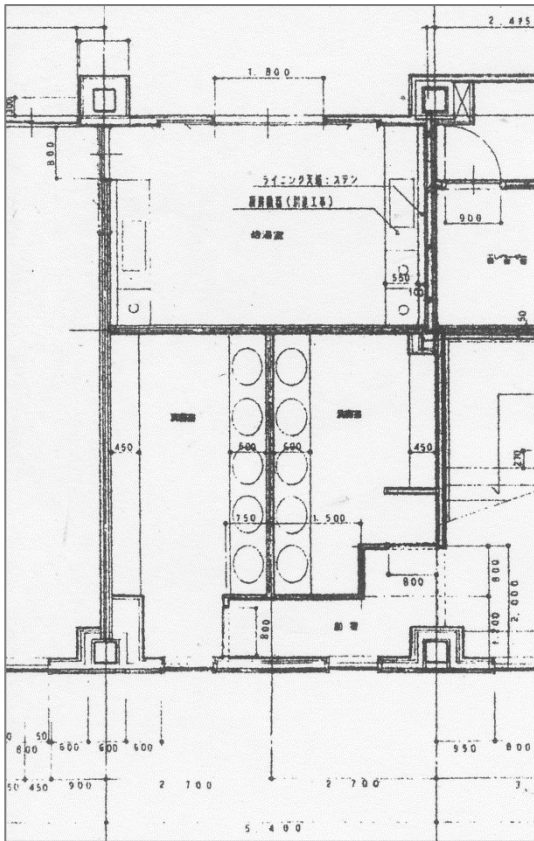


確認通知後 シャワー室設置施工、給湯方式変更

請負契約図面



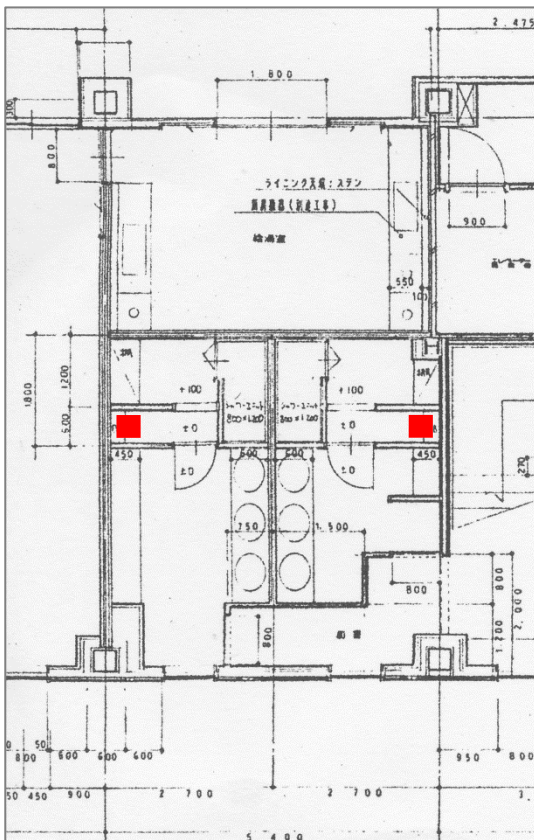
平成7年8月8日、給湯設備は灯油焚ボイラーによる、給湯室、洗面室、化粧室への一括給湯する給湯方式で確認申請が下りている。しかし、竣工建物は、ガス湯沸器と電気温水器による給湯方式に変更されている。

この給湯方式は軽微な変更ではないことから、新たに確認申請をし、審査を受けなければならないが、新たな確認申請はしていない。

五洋建設(株)は「共立ビル新築工事の自主検査を下記の通り行い、設計図書ならびに契約条件に適合していることを確認しましたので報告します。」という文書を(有)丸倉共立商事に提出している。

請負契約では給湯室にガスコンロ厨房機器を設置し、建物北側の50kgガスボンベ2本より、ガスの供給を受けることになっていた。

竣工図



本件確認申請は(株)博善社の承認を受けた建築内容で確認申請の審査を受け、審査において、訂正を求められた際には、設計者と(株)博善社は協議を行い、訂正が求められた箇所の訂正を行い、確認申請が下りるといった経過を経ることになる。

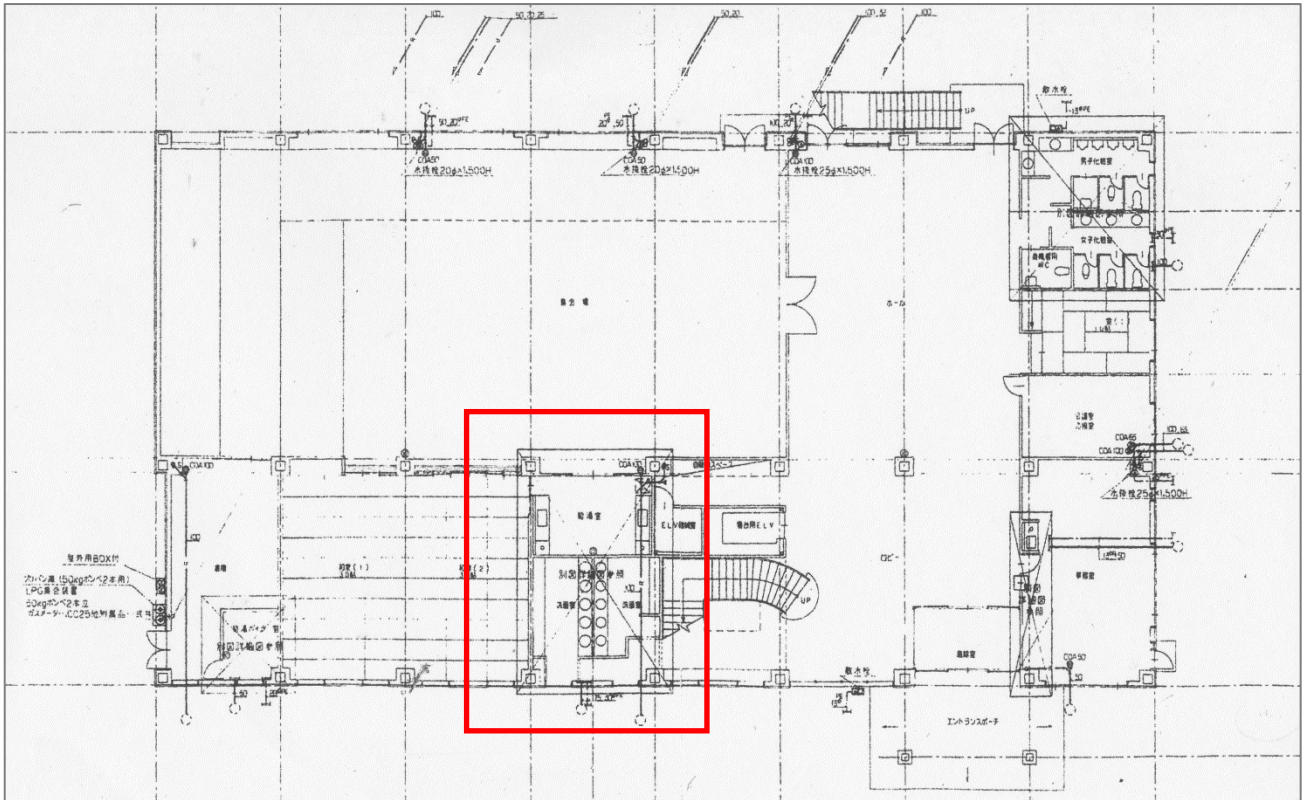
シャワー室設置は(株)博善社の求めによる施工であることが明らかで、設置位置や給湯方法について、(株)博善社と五洋建設(株)は協議を行い、設置位置や給湯方法が決められ、結果、洗面室・シャワー室・給湯室に給湯するガス湯沸給湯器の設置位置も決められている。

給湯方式の変更により、建物北側に新たに2本の50kgボンベを追加したプロパン庫(50kgボンベ4本用)を設置している。

平成18年4月、男子シャワー室において、何者かによるスプレー缶爆発事件発生。

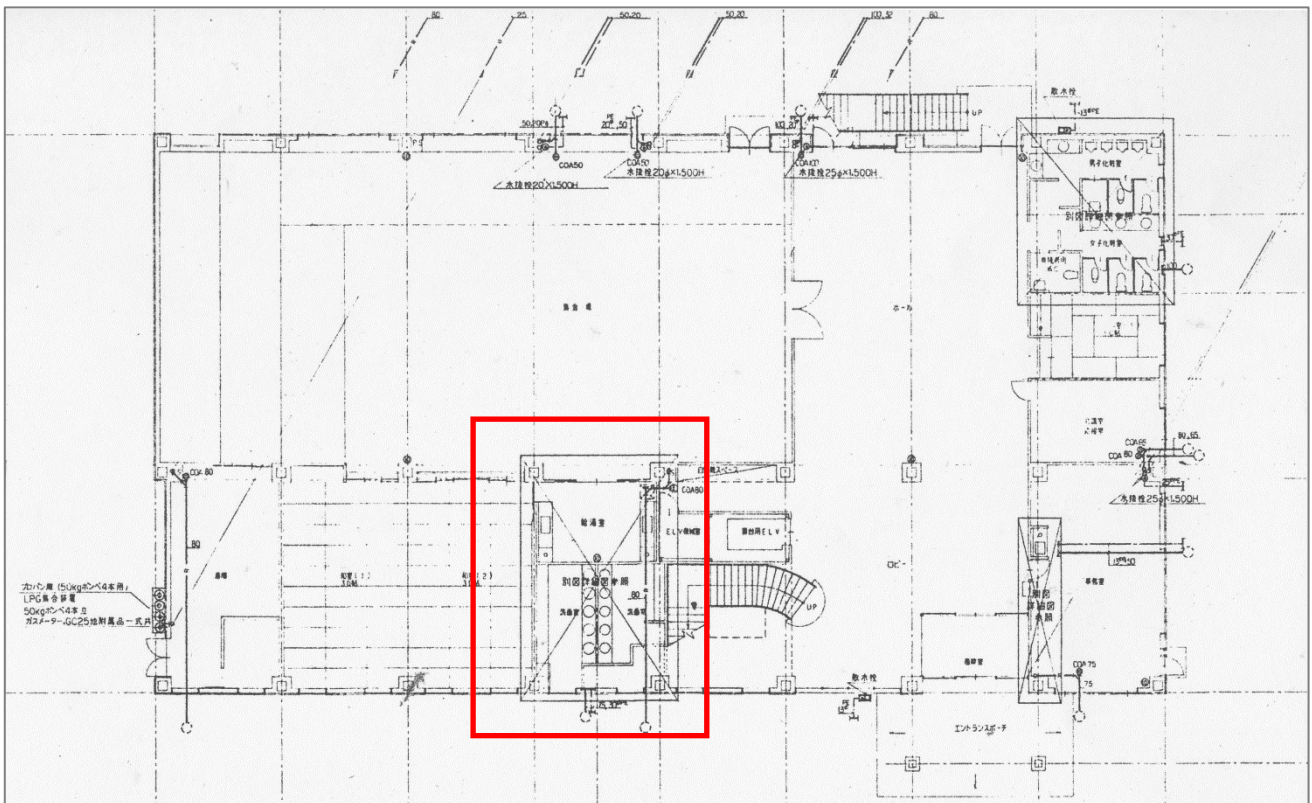
■ ガス湯沸給湯器

請負契約図面 □ 洗面室 給湯室



↑ 50 kgボンベ 2 本用プロパン庫

竣工図 □ 洗面室 ガス給湯器 シャワー室 脱衣室 給湯室



↑ 50 kgボンベ 4 本用プロパン庫